

# 山形市社会福祉協議会が目指すべき方向性

## 1 使命及び経営理念

### (1) 山形市社会福祉協議会の使命

『地域において誰もが支え合い、安心して暮らし、ポジティブ（積極的・前向き）に活動することができる福祉文化のまちづくり』を中核的な役割を担いながら推進すること。

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体とされている。（社会福祉法第109条第1項）
- 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行うこととしている。（社会福祉法第4条第1項）
- 地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できるように地域福祉の推進に努めることとしている。（社会福祉法第4条第2項）

したがって、山形市社会福祉協議会は、地域福祉の推進のため、社会福祉法に定める地域社会の実現に向け、その中核的な役割の担い手として、上記の使命を果たしていくものとする。

## (2) 経営理念

山形市社協は、その使命を達成するために、以下の理念に基づき事業を展開する。

### 《山形市社協の経営理念》

#### 1 住民参加・協働による地域共生社会の実現

地域住民と、自治推進委員、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉協力員、社会福祉施設、ボランティア・市民活動団体や福祉サービス提供事業者などの地域の団体・組織の相互理解と協働によって住民参加型の地域共生社会を実現する。

#### 2 地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の様々な福祉課題に対して、福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動など）と介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備する。

また、顕在化しにくい既存制度の谷間にある地域住民を積極的に発見し、必要な支援につなぐとともに、必要に応じ、地域の福祉課題を捉え直し、地域住民や団体・組織に働きかけ、新たな社会資源（福祉サービスや活動プログラム）の開発・整備に取り組む。

#### 3 市社協の使命に即した福祉サービスの提供

市社協の使命は、山形市の地域福祉を推進することであるため、市社協の福祉サービスの提供は、新たなニーズに即した先駆的な取り組みで、他の福祉サービス事業者が提供することが難しいものを基本とする。

### (3) 組織経営方針

社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」とが参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体であり、その組織特性に基づいて次の組織運営方針を定める。

- (1) 法令を遵守し、信頼される組織を目指す。
- (2) 効率的で自律した経営を行い、常に業務改善を徹底する。
- (3) 事業の展開にあたり、住民参加を徹底する。
- (4) 住民や福祉関係者等に対し、説明責任を果たす。
- (5) 自己研鑽に努め、迅速に時代の変化に対応する。

## 2 経営目標

使命、経営理念・組織運営方針に基づき令和3年度から令和7年度までの5年間の推進目標を次のように設定する。

- (1) 地域住民が、安心して暮らせる支え合いのしくみづくり
  - (2) 地域住民が尊厳を持って、ポジティブ（積極的・前向き）に自立して暮らすことを支援するための総合相談・権利擁護支援体制の確立
- 3) 市社協の使命に即した福祉サービスの提供
- 4) 安定した法人運営と地域から信頼される組織づくり